

(介 80) (地 I 218)

平成 2 7 年 1 0 月 2 1 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

鈴 木 邦 彦

長期入院者がマイナンバー通知カードを入院先で受け取るに当たっての
居所情報の登録申請が間に合わなかった場合の取扱いの周知について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

入院先等でのマイナンバー通知カードの受取につきましては、平成 2 7 年 8 月 1 2 日付け（地 I 146）にて、「「長期入院者がマイナンバー通知カードを入院先で受け取るに当たっての居所情報の登録申請等について（依頼）」について」の文書等を貴会宛にお送りしており、以前よりご協力をいただいていることにつき、御礼申し上げます。

今般、総務省より都道府県担当部長宛に「長期入院者がマイナンバー通知カードを入院先で受け取るに当たっての居所情報の登録申請が間に合わなかった場合の取扱いの周知について（依頼）」の通知がなされるとともに、厚生労働省医政局総務課長及び老健局総務課長等より本会に対しても周知方依頼がありました。

マイナンバー通知カードの受取については、患者本人又は代理人が 9 月 2 5 日（金）までに居所情報登録の申請書を住民票の市区町村に郵送又は持参することにより、入院医療機関等宛に通知カードが送付されることとされておりましたが、本件は、9 月 2 5 日の期限を過ぎた後も申請が可能とする取扱いをすることについて周知を依頼するものです。

つきましては、貴医師会におかれましても本件に関してご了知いただきますとともに、貴会管下郡市区医師会や医療機関等への周知につきまして、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

医政総発 1021 第 2 号
平成 27 年 10 月 21 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医政局総務課長
(公 印 省 略)

長期入院者がマイナンバー通知カードを入院先で受け取るに当たっての
居所情報の登録申請が間に合わなかった場合の取扱いの周知について（依頼）

平素より医療行政に特段のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

長期入院者の居所情報の登録手続に関する周知等については、「長期入院者がマイナンバー通知カードを入院先で受け取るに当たっての居所情報の登録申請等について（依頼）」（平成 27 年 8 月 10 日医政総発 0810 第 2 号厚生労働省医政局総務課長通知）及び「長期入院者がマイナンバー通知カードを入院先で受け取るに当たっての居所情報の登録申請に関する更なる周知等について（依頼）」（平成 27 年 9 月 16 日医政総発 0916 第 2 号厚生労働省医政局総務課長通知）にて協力依頼を行ったところです。

今般、別添のとおり総務省より各都道府県に対し、「登録対象者による居所情報の登録申請が間に合わなかった場合等の取扱いについて（通知）」（平成 27 年 10 月 5 日総行住第 155 号総務省自治行政局住民制度課長通知）が発出されました。

この通知により、平成 27 年 9 月 25 日の申請期限を過ぎた後も、住民票のある市区町村に居所情報登録をしていただくことにより、居所へ通知カードが再送されること等が整理されました。

ついては、貴会におかれては、この内容をご了知の上、貴会会員に対する周知方よろしくをお願いします。

（参考：別添通知から抜粋）

1. 番号利用法の施行時の住民への通知カードの送付に関し、登録対象者による居所情報の登録が間に合わなかった場合等における取扱い

- (1) 登録対象者による居所情報の登録が間に合わなかった場合、通知カードの送付を受けるまでに登録された居所地から他の居所地に移動し（住所異動は無し）、当該登録された居所地には誰もいなくなった場合、通知カードの送付を受けるまでに住所地から居所地へ移動して（住所異動は無し）登録対象者となり、当該住所地には誰もいなくなった場合などにおいては、当該登録対象者は当該住所地又は当該登録された居所地で通知カードの送付を受けることができないため、当該通知カードは住所地市区町村に返戻されることとなるが、その場合、次のア又はイのいずれかの対応を行うことができる。

ア 当該通知カードが住所地市区町村に返戻された後、当該住所地市区町村において住民票の記載事項の確認・調査を行い、他の市区町村への転出が確認されなかった場合や住民票の消除が行われていない場合には、一定期間（3月程度）当該通知カードを保管することとなる。

当該通知カードの交付については、本人若しくはその代理人に来庁させ、若しくは職員が本人のもとへ出向き、又は再度簡易書留郵便等で本人に送付することにより行うものとされている。

当該登録対象者に再度送付することとなった場合において、やむを得ない理由により当該登録対象者の新しい居所地に再度送付するときは、居所情報登録事務処理要領第2に準じて当該登録対象者に居所情報の登録申請を行ってもらい、登録された居所地に当該通知カードを再度送付する。

担当：

（長期入院者の居所情報登録のお問合せ）

厚生労働省医政局総務課 吉田、家田

03-3595-2189（直通）

（マイナンバー制度のお問合せ）

マイナンバーコールセンター【全国共通ナビダイヤル】

0570-20-0178

9:30～22:00（平日）9:30～17:30（土日祝）

（通知カード・個人番号カードのお問合せ）

個人番号コールセンター【全国共通ナビダイヤル】

0570-783-578

8:30～22:00（平日）9:30～17:30（土日祝）

老総発 1016 第 2 号
老高発 1016 第 3 号
老老発 1016 第 2 号
平成 27 年 10 月 16 日

日本医師会 御中

厚生労働省老健局 総 務 課 長
(公印省略)
高齢者支援課長
(公印省略)
老人保健課長
(公印省略)

長期入所者等がマイナンバー通知カードを入所等先で受け取るに当たっての
居所情報の登録申請が間に合わなかった場合の取扱いの周知について (依頼)

平素より介護保険行政に特段のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

長期入所者等の居所情報の登録手続に関する周知等については、「長期入所者等がマイナンバー通知カードを入所等先で受け取るに当たっての居所情報の登録申請等について (依頼)」(平成 27 年 8 月 17 日老総発 0817 第 3 号・老高発 0817 第 2 号・老健発 0817 第 2 号厚生労働省老健局総務課長・高齢者支援課長・老人保健課長連名通知) 及び「長期入所者等がマイナンバー通知カードを入所等先で受け取るに当たっての居所情報の登録申請に関する更なる周知等について (依頼)」(平成 27 年 9 月 16 日老総発 0916 第 3 号・老高発 0916 第 2 号・老健発 0916 第 4 号厚生労働省老健局総務課長・高齢者支援課長・老人保健課長連名通知) にて協力依頼を行ったところです。

今般、別添のとおり総務省より各都道府県に対し、「登録対象者による居所情報の登録申請が間に合わなかった場合等の取扱いについて (通知)」(平成 27 年 10 月 5 日総行住第 155 号総務省自治行政局住民制度課長通知) が発出されました。この通知により、同年 9 月 25 日の申請期限を過ぎた後も、住民票のある市区町村に居所情報登録をしていただくことにより、居所へ通知カードが再送されること等が整理されました (施設入所者等に関係する部分は下記参考のとおり)。

については、本件に係る周知へのご協力を賜りたいので、貴会会員に対する周知方よろしく願います。

(参考：別添通知から抜粋)

1. 番号利用法の施行時の住民への通知カードの送付に関し、登録対象者による居所情報の登録が間に合わ

かった場合等における取扱い

(1) 登録対象者による居所情報の登録が間に合わなかった場合、通知カードの送付を受けるまでに登録された居所地から他の居所地に移動し(住所異動は無し)、当該登録された居所地には誰もいなかった場合、通知カードの送付を受けるまでに住所地から居所地へ移動して(住所異動は無し)登録対象者となり、当該住所地には誰もいなかった場合などにおいては、当該登録対象者は当該住所地又は当該登録された居所地で通知カードの送付を受けることができないため、当該通知カードは住所都市区町村に返戻されることとなるが、その場合、次のア又はイのいずれかの対応を行うことができる。

ア 当該通知カードが住所都市区町村に返戻された後、当該住所都市区町村において住民票の記載事項の確認・調査を行い、他の市区町村への転出が確認されなかった場合や住民票の消除が行われていない場合には、一定期間(3月程度)当該通知カードを保管することとなる。

当該通知カードの交付については、本人若しくはその代理人に来庁させ、若しくは職員が本人のもとへ出向き、又は再度簡易書留郵便等で本人に送付することにより行うものとされている。

当該登録対象者に再度送付することとなった場合において、やむを得ない理由により当該登録対象者の新しい居所地に再度送付するときは、居所情報登録事務処理要領第2に準じて当該登録対象者に居所情報の登録申請を行ってもらい、登録された居所地に当該通知カードを再度送付する。

担当：

(入所者等の居所情報登録について)

厚生労働省老健局総務課 杉田、及川

03-3591-0954 (直通)

(マイナンバー制度のお問合せ)

マイナンバーコールセンター【全国共通ナビダイヤル】

0570-20-0178

8:30~22:00 (平日) 9:30~17:30 (土日祝)

(通知カード・個人番号カードのお問合せ)

個人番号コールセンター【全国共通ナビダイヤル】

0570-783-578

8:30~22:00 (平日) 9:30~17:30 (土日祝)

総行住第 155 号
平成 27 年 10 月 5 日

各都道府県社会保障・税番号制度担当部長 殿

総務省自治行政局住民制度課長
(公印省略)

登録対象者による居所情報の登録申請が間に合わなかった場合等の取扱いについて（通知）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号利用法」という。）に基づき、市区町村に備える住民基本台帳に記録されている者に対し、通知カードにより当該者に係る個人番号を通知する場合において、やむを得ない理由により住所地で通知カードの送付を受けることができない者に対する通知カードの送付に係る事務処理については、関係法令並びに通知カード及び個人番号カードの交付等に関する事務処理要領（平成 27 年 9 月 29 日付け総行住第 137 号）及びやむを得ない理由により住所地において通知カードの送付を受けることができない者に対する通知カードの送付に係る事務処理要領（平成 27 年 7 月 27 日総行住第 78 号通知。以下「居所情報登録事務処理要領」という。）等により、各市区町村において行われているところです。

平成 27 年 10 月中旬以降順次通知カードが住所地又は登録された居所地に発送される場合において登録対象者による居所情報の登録申請が間に合わなかった場合等における取扱いや、通知カードの送付を受けた後に新たに DV 等被害者となった場合の取扱いを下記のとおり整理しましたので、通知します。

各市区町村におかれては、本通知により適切に事務処理を行うようお願いします。

貴職におかれては、この内容を承知の上、域内の市区町村に周知・徹底するようお願いします。

記

番号利用法附則第 3 条第 1 項に基づき同法の施行日（平成 27 年 10 月 5 日）において現に住民基本台帳に記録されている者に対して送付する通知カードについては、当該者の住所地に送付することとなっており、また、やむを得ない理由により住所地で通知カードの送付を受けることができない登録対象者にあつては、居所情報登録事務処理要領に基づき当該登録対象者の居所地が送付先情報に登録された場合には、当該居所地に送付することとなっており、いずれも 10 月中旬以降順次発送される予定となっている。

(参考)

登録対象者（居所情報登録事務処理要領第 1－2－(9)、第 2－2－(1)～(4)）

登録対象者は、住民のうち次に掲げるとおりとする。

- (1) 東日本大震災により被災し、やむを得ない理由により、居所へ避難していて、住所地において通知カードの送付を受けることができない者
- (2) DV等被害者であり、やむを得ない理由により、居所へ移動していて、住所地において通知カードの送付を受けることができない者
- (3) 番号利用法の施行日以降、長期間にわたって医療機関・施設等に入院・入所することが見込まれ、かつ、入院・入所期間中は住所地に誰も居住していないため、住所地において通知カードの送付を受けることができない者
- (4) (1)から(3)までに掲げる者以外の者で、やむを得ない理由により住所地において通知カードの送付を受けることができない者

1. 番号利用法の施行時の住民への通知カードの送付に関し、登録対象者による居所情報の登録が間に合わなかった場合等における取扱い

- (1) 登録対象者による居所情報の登録が間に合わなかった場合、通知カードの送付を受けるまでに登録された住所地から他の居所地へ移動し（住所異動は無し）、当該登録された居所地には誰もいなくなった場合、通知カードの送付を受けるまでに住所地から居所地へ移動して（住所異動は無し）登録対象者となり、当該住所地には誰もいなくなった場合などにおいては、当該登録対象者は当該住所地又は当該登録された居所地で通知カードの送付を受けることができないため、当該通知カードは住所地市区町村に返戻されることとなるが、その場合、次のア又はイのいずれかの対応を行うことができる。

ア 当該通知カードが住所地市区町村に返戻された後、当該住所地市区町村において住民票の記載事項の確認・調査を行い、他の市区町村への転出が確認されなかった場合や住民票の消除が行われていない場合には、一定期間（3月程度）当該通知カードを保管することとなる。

当該通知カードの交付については、本人若しくはその代理人に来庁させ、若しくは職員が本人のもとへ出向き、又は再度簡易書留郵便等で本人に送付することにより行うものとされている。

当該登録対象者に再度送付することとなった場合において、やむを得ない理由により当該登録対象者の新しい居所地に再度送付するときは、居所情報登録事務処理要領第2に準じて当該登録対象者に居所情報の登録申請を行ってもらい、登録された居所地に当該通知カードを再度送付する。

- イ 当該通知カードが当該住所地市区町村に返戻される場合でも、返戻される前であれば、新送付先情報を地方公共団体情報システム機構（以下「J-LIS」という。）に登録して現在の個人番号が記載された通知カードを再送することができる。再送する場合において、やむを得ない理由により住所地において再送する通知カードの送付を受けることができないときは、居所情報登録事務処理要領第2に準じて当該登録対象者に居所情報の登録申請を行ってもらい、居所情報を当該通知カードの送付先情報としてJ-LISに登録するなどして、登録された居所地に当該通知カードを再送する。
- これらのことについて、当該登録対象者に説明する。

- (2) DV等被害者である登録対象者による居所情報の登録が間に合わず、住所地に当該登録対象者の同一世帯員でDV等加害者である者がいる場合や、通知カードの送付を受けるまでに、例えば同一世帯員からDV等の被害を受けるなどして、新たにDV等被害者となり、他の居

所地へ移動し（住所異動は無し）、住所地に当該同一世帯員でDV等加害者である者がいる場合、住所地で当該登録対象者の通知カードを当該DV等加害者が受け取ることとなるが、その場合、次のア又はイのいずれかの対応を行うことができる。

ア 番号利用法第7条第2項の規定では、市区町村長は、個人番号が漏えいして不正に用いられるおそれがあると認められる場合は、本人からの請求又は職権により、個人番号の変更を行うことができるものとされていることから、これに該当する場合には当該登録対象者の個人番号を変更することができる。

その後、変更後の個人番号を記載した通知カードを当該登録対象者に送付することとなるが、やむを得ない理由により当該登録対象者の住所地に送付するときは、居所情報登録事務処理要領第2に準じて当該登録対象者に居所情報の登録申請を行ってもらい、登録された居所地に当該通知カードを送付する。

イ 個人番号を変更して変更後の個人番号を記載した通知カードを送付するのではなく、現在の個人番号を記載した通知カードについて、再送・再交付（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第11条の規定による再交付をいう。以下同じ。）をすることができる。再送・再交付をする場合において、やむを得ない理由により住所地において再送・再交付をする通知カードの送付を受けることができないときは、居所情報登録事務処理要領第2に準じて当該登録対象者に居所情報の登録申請を行ってもらい、居所情報を当該通知カードの送付先情報としてJ-LISに登録するなどして、登録された居所地に当該通知カードの再送・再交付をする。

これらのことについて、当該登録対象者に説明する。

- (3) 本来、登録対象者の生活の本拠が住所地に異動している場合には当該住所地への住所の異動の届出を行うことが基本であることから、その旨を当該登録対象者に促すのが適当である。その場合、当該通知カードの送付を受ける前に当該住所地へ住所の異動の届出を行えば、当該登録対象者が通知カードの送付を受けていないときは、住所の異動先の市区町村から通知カードを再送することとなることも説明する。また、当該登録対象者がDV等被害者である場合には、DV等被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置を住所の異動先の市区町村に申し出ることができ、当該支援措置の対象者となった場合には、DV等加害者から住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付の請求があっても、当該請求を拒否する措置が講じられることも説明する。

2. 通知カードの送付を受けた後に新たにDV等被害者となった場合の取扱い

- (1) 番号利用法第7条又は同法附則第3条に基づき住所地に通知カードが送付され、これを受けた後に、例えば同一世帯員からDV等の被害を受けるなどして、新たにDV等被害者となり、住所地へ移動し（住所異動は無し）、住所地に当該同一世帯員でDV等加害者があることとなるが、その場合、次のア又はイのいずれかの対応を行うことができる。

ア 番号利用法第7条第2項の規定では、市区町村長は、個人番号が漏えいして不正に用いられるおそれがあると認められるときは、本人からの請求又は職権により、個人番号の変

更を行うことができるものとされていることから、これに該当する場合には当該登録対象者の個人番号を変更することができる。

その後、変更後の個人番号を記載した通知カードを当該登録対象者に送付することとなるが、やむを得ない理由により当該登録対象者の居所地に送付するときは、居所情報登録事務処理要領第2に準じて当該登録対象者に居所情報の登録申請を行ってもらい、登録された居所地に当該通知カードを送付する。

- イ 個人番号を変更して変更後の個人番号を記載した通知カードを送付するのではなく、現在の個人番号を記載した通知カードについて、再交付をすることができる。再交付をする場合において、やむを得ない理由により住所地において再交付をする通知カードの送付を受けることができないときは、居所情報登録事務処理要領第2に準じて当該登録対象者に居所情報の登録申請を行ってもらい、居所情報を当該通知カードの送付先情報としてJ-LISに登録するなどして、登録された居所地に当該通知カードの再交付をする。
- これらのことについて、当該登録対象者に説明する。

- (2) 本来、登録対象者の生活の本拠が居所地に異動している場合には当該居所地への住所の異動の届出を行うことが基本であることから、その旨を当該登録対象者に促すのが適当である。その場合、住所の異動先の市区町村において、個人番号の変更請求又は現在の個人番号を記載した通知カードの再交付の請求が可能であることを説明する。また、当該登録対象者がDV等被害者である場合には、DV等被害者の保護のための住民基本台帳事務における支援措置を住所の異動先の市区町村に申し出ることができ、当該支援措置の対象者となった場合には、DV等加害者から住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付の請求があっても、当該請求を拒否する措置が講じられることも説明する。

3. その他

本通知に基づき新送付先情報をJ-LISに登録して行う通知カードの再送については、平成27年12月31日までは無料で行うものとする。平成28年1月1日以降の再送については、再交付扱いとする。

通知カードの再交付（再交付扱いとなる平成28年1月1日以降の再送を含む。）に係る再交付手数料の取扱いについては、別途お示しする予定である。

担当：総務省自治行政局住民制度課 青野 03-5253-5517（直通） 03-5253-5592（FAX） juki@soumu.go.jp（メール）

**東日本大震災による被災者、
DV・ストーカー行為等・児童虐待等の被害者、
一人暮らしの長期入院・入所者の方へ**



マイナンバーを記載した
「通知カード」は

住民票の住所地

9月25日(金)までに
居所情報を登録すると

登録した住所地

に届きます (簡易書留)

(初回お届け
10月20日頃～概ね11月中)

居所情報が登録できていない場合は・・・

通知カードが、本人に届かない、DV等加害者のいる住所地に届く 等



通知カードの住所地への送付や個人番号の変更申請等が可能ですので、住民票のある市区町村にご相談ください

○東日本大震災による被災者の方

○一人暮らしの長期入院・入所者の方

- ・居所情報の登録が間に合わなかった、登録を忘れた
- ・登録した住所地から別の住所地に移動した
- ・通知カードの発送後から受取り前の間に、
新たに避難したり、入院・入所した 等

○DV・ストーカー行為等・児童虐待等の被害者

- ・居所情報の登録が間に合わなかった、登録を忘れた
- ・登録した住所地から別の住所地に移動した
- ・通知カードの発送後から受取り前の間に、
又は
通知カードを受取り後に、
新たにDV等の被害を受けるなどして住所地から移動した 等

生活の本拠が住所地にある方は、

**住民票のある市区町村から住所地のある市区町村への転出入手続を
【DV等被害者の方へ】
ご検討ください**

- ・既に住所地にお住まいの方は、
原則住民票のある市区町村の窓口で行う転出手続を郵送で行うことも可能です。
- ・転入先の市区町村に「住民基本台帳事務におけるDV等支援措置」を申し出てください。
「DV等支援対象者」となると、DV等加害者が「住民票の写し等の交付」等の請求により、
転入先の新しい住所を知ろうとしても、これらの請求を拒否する措置が講じられます。